

津山市体育施設使用料金表

令和元年10月1日改定

勝北総合スポーツ公園(野球場, 多目的広場, テニス場, プール, ゲートボール場, 管理センター会議室)

野球場	区分	全日		1時間	
	高校生以下	3,630円		430円	
	一般	4,840円		600円	
	グラウンドゴルフコースとして使用する場合1時間につき				300円
多目的広場	区分	全面		半面	
		全日	1時間	全日	1時間
	高校生以下	1,690円	200円	840円	100円
	一般	2,170円	250円	1,080円	120円
多目的広場照明施設	区分	1時間まで基本料金		1時間を超える場合は30分ごとに追加料金	
	全灯使用	3,910円		1,950円	
	2分の1灯使用	1,950円		980円	
テニス場	区分	オムニコート (1面につき)	照明施設 (1面につき)		
		1時間	1時間まで基本料金		1時間を超える場合は30分ごとに追加料金
	高校生以下	350円	340円		170円
	一般	600円			
プール	1回につき(乳児を除く)			350円	
ゲートボール場	1時間(1面につき)			110円	
管理センター会議室	1時間			240円	
放送器(野球場)	1日につき			1,210円	
スコアボード(野球場)	1日につき			1,210円	

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し物で使用する場合は、第1項から第3項までの規定により算定した額の2倍とする。
- 2 入場料を徴収する場合の各施設の使用料は、最高入場料金の30人分に相当する額を第1項から第3項までの規定により算定した額に
加算して得た額とする。
- 3 乳児とは、1歳未満の者をいう。